

内閣参質一七三第四号

平成二十一年十二月一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員西島英利君提出平成二十一年十月に任命された中央社会保険医療協議会委員の選定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員西島英利君提出平成二十一年十月に任命された中央社会保険医療協議会委員の選定に関する質問に対する答弁書

一について

社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第三条第一項第二号に規定する「医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員」とは、保険医療の担い手である医師、歯科医師及び薬剤師を代表して意見を述べることができる者を指すものであると認識している。

二について

お尋ねについては、医療関係団体に対し、厚生労働省において選定した委員候補者を提示して意見を求めたところ、社団法人日本医師会より再考を求める旨の意見があったことから、今般の委員任命の考え方を文書により説明し、理解を求めたところである。

